

印鑑登録と証明手続きがかわりました

56年3月31日までに「登録切替え」の手続きを

「印鑑証明は手続きがめんどろだし、時間もかかる」「実印を他人に預けてたいへんな迷惑をこうむつた」——こうした声にお答えしようとして、市では今年四月一日から、「印鑑登録と証明手続き」を次のように改正しました。

この改正は「印鑑登録をする」と「印鑑登録証」がもたらします。以後は、この印鑑登録証を持っていけば証明書がとれる（実印や委任状などはいりません）——というもので、この改正により、印鑑証明をもらうために実印を持ち歩くことがなくなり、印鑑による事故を防ぐと同時に、事務のスピードアップにもなります。

改正によって、これまで印鑑登録をしていみなさんに、五十五年四月一日から五十六年三月三十一日までの一年間で「印鑑登録切替え」をしていただくこととなります。

四月・五月の二カ月間で、印鑑登録の切替えをした人は四千二十七人で、対象者全体の一七割です。以下、改正の内容を説明します。

■登録切替えを
現在、印鑑登録をしている人で引続いて登録を必要とする人は、（五十五年四月一日から五十六年三月三十一日まで）登録の切替えの手続きをしてください。

なお、この期間中に切替えの手続きをしない場合は印鑑登録がまっ消されますのでご注意ください。

■地区別切替え
一度に多くの人が切替えをすることになると窓口が混雑しますので、下の表のように地区別に順次切替えをしています。

ただし、実施計画表の該当月で切替えできなかった人や、印鑑証

明が必要な人は、そのつど改正後の条例による登録の切替えをして印鑑証明をとっていただくこととなります。

■登録の申請は本人が
印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。本人が登録する印鑑をもって市役所市民課、またはよりの支所に申請してください。

やむを得ず代理人に依頼される場合は、委任の旨を証する書面（委任状など）と代理人の印鑑（みとめ印で可）が必要となります。

■本人の確認
登録申請の際、本人の確認がで

きないときや代理人に依頼したときは、その場で印鑑登録証は発行しません。

確認のため照会書をお宅にお送りしますので、そのなかの回答書に必要なことを記入して本人が持参してください。回答書と引換えに印鑑登録証をお渡します。

やむを得ず代理人に依頼する場合は委任を証する書面と代理人の印鑑（みとめ印で可）が必要です。

★回答書提出のときの注意
回答書は郵便で送らないでください。回答書と直接引換えに印鑑登録証をお渡します。郵便で送られた場合は受理できません。指定された期日（15日）を経過しても回答書の提出がない場合は、登録の申請を取り消すこととなります。

■印鑑登録できない印鑑
①住民基本台帳または外国人登録原簿に記載されている氏名、または氏名もしくは名、氏名の一部を組合わせたもので表わしていないもの。
②職業、資格、その他氏名以外の事項を表わしているもの。
③ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。

④流し込み、機械ぼりなどにより多量に製造されているもの。
⑤印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。
⑥印面が欠けているものやすり減っているもの、およびわくのないもの。
⑦印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの。
⑧その他、市長が適当でないと思われるもの。

■印鑑登録証は大切に
印鑑登録証は、印鑑登録証明書をとりと必ず持参しなければならぬものであり、しかも従来、申請の要件とされていた「実印」と「委任状」の両方の機能を兼ね備えたものとして位置づけられたものですから、実印と同様大切に保存してください。万一紛失したときはすぐに届出てください。

また、この印鑑登録証には名前を書いてありません（番号のみ）ので、同じ世帯で二人以上の人が登録したときは、登録証の裏面の個人識別欄に目印をつけるなどして、人のものと間違わないようにしてください。

地区別登録切替実施計画表

取換所	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1~3
本庁	岩村	国府	後免	長岡	大	篠	日	章		
十市支所	十市									
三和支所	前	浜	稲	生	三	和				
岡豊支所	八京	白木	谷	岡	豊					
領石支所	上倉	辰	岩	久	礼	田				

旧登録者で計画期間中にやむを得ず切替えてできなかった人の切替期間（この期間中に登録切替えしなかった場合は3月末で全部抹消）

■市内で転居したときは
南国市内で、本庁管内から支所管内へというように転居した場合、新しい住所を管轄する本庁または支所へ、いままでの印鑑登録証を提出して、印鑑の登録切替えをしたときと同じ手続きをしてください。

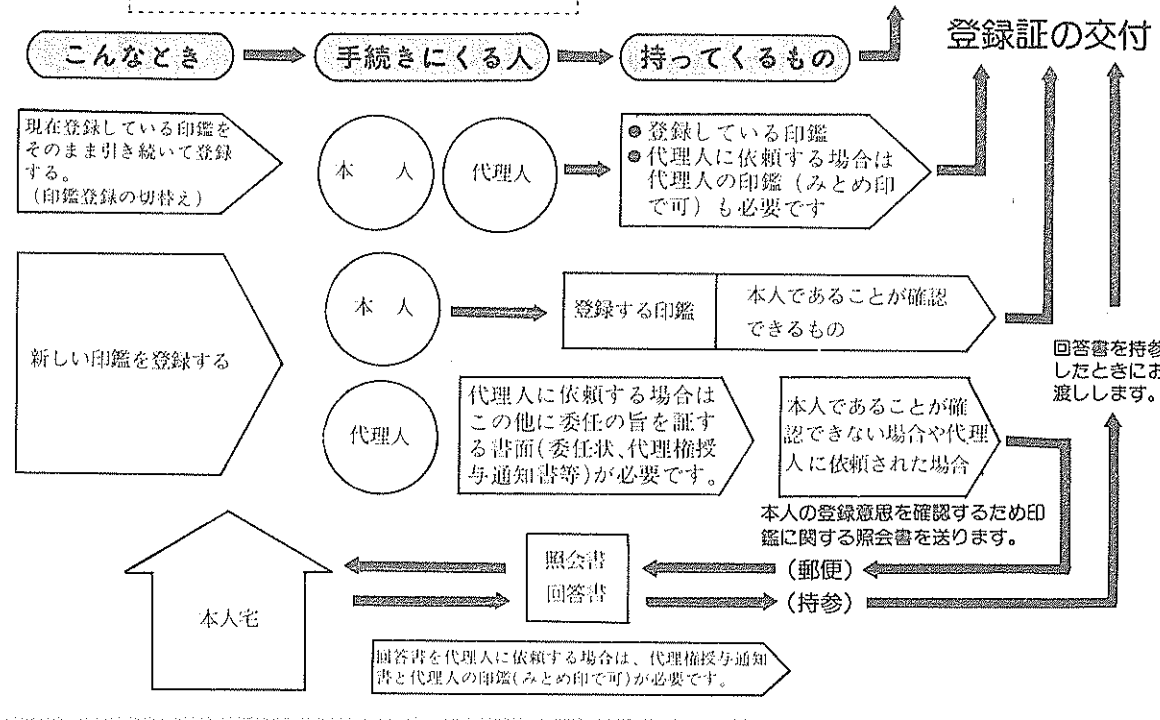
本庁および各支所で取り扱っている登録番号がそれぞれ異なりますので、登録証の取り替えをしないこと、そのままでは使用できないことになっていきます。

なお、今回の「改正」についてのくわしいおたずねは、市民課市民係窓口か、よりの支所へお問合せください。

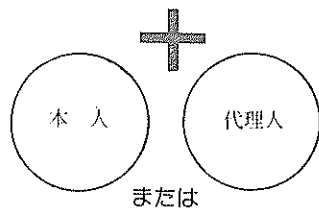
1. 印鑑登録の手続きはこのようになります

ご本人を確認したうえで
印鑑登録証を発行します

- 本人であることが確認できるもの
- 運転免許証
 - 官公署の発行した許可証または身分証明書で本人の写真をはりつけたもの
 - 本市で印鑑登録を受けている人の保証



2. これからの印鑑登録証明書は 実印なしですぐもらえます



実印はいりません
委任状なども不要です

市役所市民課 各支所

印鑑登録証

氏名 南国太郎 男女

生年月日 明治大正 昭和20年10月10日

住所 高知県南国市大塚町2301番地

支所 高知県南国市 番地

支所 高知県南国市 番地

本書は、印鑑登録票の写しであることを証明する。

昭和55年4月1日

高知県南国市長 小笠原喜郎